

記者発表資料

令和3年10月11日

教育庁文化財課保存活用班

担当 滑川敦子

電話 022-211-3683

namekawa-at825@pref.miyagi.lg.jp

重要文化財（美術工芸品）について

令和3年10月15日、文部科学省文化審議会は、下記の宮城県内有形文化財（美術工芸品）1件を新たに重要文化財として指定するよう、文部科学大臣に答申する予定です。

記

名称	員数	所有者
多賀城跡出土漆紙文書	151点	宮城県 (宮城県多賀城跡調査研究所・東北歴史博物館保管)

◆宮城県内の重要文化財の指定について

- ・有形文化財（古文書・古碑）の指定は「伊達家文書（千四十六通）」及び「伊達家印章」（ともに仙台市所有・令和2年指定）以来**5件目**となります。
- ・今回の指定により、県内の重要文化財の総数は**65件**となります。
- ・指定は、答申後に行われる官報告示をもって正式決定となります。

※ 現地取材にかかる問い合わせ先

宮城県多賀城跡調査研究所

022-368-0102

※ 公表解禁は10月15日（金）文部科学省文化審議会終了後以降。17時までに終了しない場合は連絡します。

<参考>これまでの重要文化財の種類と件数（令和3年10月11日現在）

種別			件数	
指定	有形文化財	建造物	22(3)	
		美術工芸品	絵画	2
			彫刻	9
			工芸品	11
			書跡・典籍	4(2)
			考古資料	8
			古文書・古碑	4
	歴史資料	4(1)		
	総計	64(6)		

国指定の有形文化財（重要文化財）の中で特に価値の高いものを国宝に指定しています。
（ ）内は、国宝の件数を内数で示しています。

今回指定される美術工芸品の概要

多賀城跡出土漆紙文書

151点

昭和45年（1973）、多賀城跡において日本で初めて大量の漆紙文書が発掘された。漆紙文書は、漆容器の蓋として再利用された古文書に漆が染みこみ、地中で腐らずに残ったものである。赤外線撮影等による詳細な調査の結果、古文書であることが判明し、この発見以後、全国各地で漆紙文書の発見が相次いでいる。これらは、木簡と並んで古代の文書がそのままの形で遺る稀有な資料である。

多賀城は古代陸奥国国府・鎮守府であることから、これらの漆紙文書は物品の貢進や請求に関わる文書・田籍文書・計帳など公文書の多い点が特色である。さらに暦や典籍を書き写したものなど多様な内容である。日本史研究に漆紙文書という新たな史料を提供した点において、またこれにより東北古代史研究を格段に進めた点で、たいへん貴重である。（奈良～平安時代）



計帳歴名（9世紀後半）、土器に貼り付いた漆紙文書（右は赤外線写真）

【画像提供：東北歴史博物館】